



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第105回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1. 日 時 平成20年12月2日(火) 14:05～16:45

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名(内、代理出席:福島会)

4. 出 席 者

国土交通省

住宅局建築指導課長 井上 俊之

住宅局建築指導課長補佐 大島 敦仁

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男

馬場 錬成 水谷 達郎 宮原 克平

横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 渡邊 武 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 内田 久雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 髭右近外嘉 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 收平

島 根 矢野 敏明 岡 山 木村 旭

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 山本 茂男

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 山本 茂男(高知会会長)、

副議長 山崎 善利(静岡会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、本澤 宗夫(栃木会会長)、

山本 茂男(議 長)

7. 議 事

この会長会議には、本会からの要請により、国土交通省の

井上建築指導課長が出席され、議事に先立ち改正建築士法

の円滑な施行に係るサートセンター構想について説明を受けることとした。

1) 先ずはじめに、三栖会長より次の趣旨の挨拶があった。

- ・建築士法の大改正により、建築士事務所に係る規定が多く盛り込まれた。法定団体として日事連及び単位会は、社会から信頼される設計・監理に係る業界をつくりあげていく必要がある。
- ・改正建築士法では、設備・構造設計一級建築士の不足や地域偏在等の課題もあり、本会としても建築設計議員連盟に対して制度施行延期の要望を行うなどの活動を行ってきた。今後も将来にわたって運用される制度としての施策が必要である。

2) 続いて国土交通省の井上建築指導課長より、資料8に基づき、改正建築士法の円滑な施行に係るこれまでと今後の取組みについて、構造・設備設計一級建築士数が不足・偏在している状況等に鑑み、サートセンター体制の構想等について、平成21年5月からの構造・設備設計一級建築士制度の施行にあわせ、単位会に対し事前に単位会の実情に合った地方サートセンターの設置を依頼したい旨の説明があった。

説明に続き、質疑応答が行われ、単位会における構造・設備設計一級建築士の現状やその対応、サートセンターのあり方や今後の運営等についての発言があり、井上建築指導課長より「引き続き、皆様からの意見等をいただき、要望があれば、国からも単位会の意見交換等の場へ極力説明に伺いたい」旨の発言があった。

この件については「協議事項8・サートセンターの対応について」で協議を行った。

(1) 協議事項1. 平成20年度上半期事業報告及び収支報告について

1) 高津専務理事、山田総務・財務委員長、佐野教育・情報委員長、木村業務・技術委員長、野呂広報・渉外委員長及び髭右近指導運営委員長より、資料1-1に基づき、平成20年度上半期の事業報告について説明がなされた。

2) 北野常務理事より、資料1-2に基づき、平成20年度上半期収支報告について、一般会計・福利厚生特別会計・適合証明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成20年度収支予算更正について

北野常務理事より、資料2に基づき、平成20年度収支予算更正について、管理建築士資格取得講習受講者数の増加や、改正建築士法施行に係る対応で委員会等が数多く開催されていること等で職員の時間外勤務が増加していること等の理由及びそれに伴う当該科目の予算更正額について説明がなされた。

(3) 協議事項3. 建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について

高津専務理事より、資料3に基づき、建築士法改正に係る国等の動向及び日事連の対応について、改正建築士法の施行に係る「一級建築士の懲戒処分の基準(案)」や「建築士事務所の開設者が請求することのできる業務報酬基準改正案」等のパブリックコメントに対し国へ意見書を提出したこと、また、今後公表される工事監理ガイドライン(案)や大学院におけるインターンシップ教育等の状況と対応等について説明がなされた。

(4) 協議事項4. 建築士事務所協会の建築士法に基づく法定団体としての準備について

北野常務理事より、資料4に基づき、平成21年1月5日より改正建築士法の法定団体に係る規定の施行に伴い、日事連は国土交通省へ、単位会は都道府県へ1月5日より2週間以内に法定団体としての届出が必要であること、また、法定法人として会員名簿を一般に供する業務及び苦情の解決業務について等の対応が必要であることについて説明がなされた。

(5) 協議事項5. 四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について

北野常務理事より、資料5に基づき、四会推奨標準様式「重要事項説明書」及び解説書の刊行について主に以下の趣旨の説明があった。

平成20年11月28日施行の改正建築士法により重要事項の説明が義務化されたため、関係四団体が組織する「重要事項説明内容等検討会」で上記様式を作成し、平成20年10月31日より四会のホームページからのダウンロード（無料）を開始すると共に、「改正建築士法による重要事項説明のポイント」（解説書）を平成20年11月20日に発行した。

(6) 協議事項6. 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の報告について

事務局より、資料6に基づき、「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の報告」として、約款等については、平成20年11月28日施行の改正建築士法の内容を反映させるため、改正版の発行時期が平成21年2月下旬となる予定であること及び現行版（平成19年6月20日改正版）への取扱いをホームページに公開すること等について説明があった。

(7) 協議事項7. 公益社団法人への移行に関する対応について

山田総務・財務委員長より、資料7に基づき、公益社団法人への移行に関する対応について、これまで、日事連及び単位会では「公益社団法人」の認定を円滑に進めることを目標に定款等の整備を行ってきた。公益社団法人における税制上の優遇措置について、場合によって一般社団法人と課税額にあまり差がない場合もあるため、公益社団法人の移行については更なる検討が必要であり、今後5年の移行期間で他団体の動向や国・都道府県の認定状況等を踏まえて公益社団法人への移行について検討していくこととしている旨の説明があった。

(8) 協議事項8. 事務所センターの対応について

冒頭の井上建築指導課長からの事務所センター構想についての説明及びこれに係る単位会からの発言等を踏まえ、三栖会長より次の考えが述べられた。

構造・設備設計一級建築士制度において、設備設計一級建築士数が偏在・不足している状況で、制度の円滑な施行のための建築士法の改正や法施行の延期については世論喚起を含めた形で更に国へ働きかけていくことが

必要である。しかしながら、併せて自律的な監督体制の確立の観点から、日事連及び単位会が事務所センター設置に協力する方向でも進めるべきであると考え。皆様の意見を伺いたい。

以上の発言に続き、主に以下の発言があった。

○単位会に地方事務所センターを設ける場合、国からの事務費等経費の補助はあるのか。

○既に県から事務所センター設置の要請があった。日事連としても国と事前協議を進め、単位会に情報発信していただきたい。

○事務所センターを設置して運用を行った場合、その責任所在を明確にして欲しい。

○全単位会に事務所センターを設置する方向ならば、条件等を国と協議していただきたい。

○事務所センター業務とされている建築基準法と住宅瑕疵担保法の相談窓口業務の対応について、その業務の実施方法について十分検討して欲しい。

○香川会では設置する方向で進めている。沖縄会は国等の働きかけもあり、平成20年10月に確認業務の遅れている対策として沖縄独自の事務所センターとして立ち上げた。議長より、以上の協議事項(1)～(7)の内容について諮ったところ、特に意見はなくこれを了承した。

また、「協議事項8. 事務所センターについて」は、日事連も基本的な枠組みについて国から打診されている段階であるため、本日の議論等を踏まえて国とも更に協議を進め、状況等について改めて単位会へ連絡することとした。

(9) その他

北海道東北ブロック協議会幹事会（秋田会）会長より、改正「告示1206号」の国民周知及び啓発についてのご願いとして、「建築士事務所自らが国民への周知及び啓発を行うことはもとより、全国紙に掲載を行うなど政府公報による周知及び啓発をなされるよう日事連から国へ要望し、その実現を図っていくことを検討いただきたい。」旨の発言があった。

■平成20年12月 臨時常任理事会概要

1. 日 時 平成20年12月22日(月) 13:30～15:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠 席 者 木村 旭常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長、
吉田茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

原田照行常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は本澤宗夫副会長が行うこととなった。

(3) 協議事項

1) 建築設計センター構想について

専務理事より、建築設計センター構想への対応について資料1によって次の通り主旨及び概要の説明がなされた。本日協議すべき事項としては、①地方センター設置に協力することについて②中央センターに関し、一般社団法人の設立及び活動等に協力することについて③設備設計一級建築士制度への対応に関する当面の運動方針についての以上3点である。

次に12月2日の全国会長会議以降の動きとしては、12月8

日に改正建築士法に係る情報交換会(初回)が国と各団体の事務局レベルで構成し開催された。12月9日に国交省建築指導課長と意見交換し、センター構想に係る日事連としての方針を年内に回答するよう要請があった。12月10日は国交省建築指導課長から各都道府県に対し、「改正建築基準法及び改正建築士法の円滑化に関するヒアリングについて」を事務連絡し、結果を今月25日迄に報告するよう要請。この中で事務所協会に地方センターの設置を依頼。12月11日には、これを受けて日事連から各单位会会長に「建築設計に係るセンターの設置構想について」を通知し、国交省のセンター構想の概要及び常任理事会の年内開催による対応協議を連絡。同日、常任理事会の22日開催を通知。同日、関東・甲信越ブロック協議会及び近畿ブロック協議会が開催され、国交省の担当官がそれぞれ出席。12月15日に改正建築士法に係る情報交換会(第2回)が開催され、中央センターに関する一般社団法人の設立等に関する情報交換が行われた。12月16日は三栖会長と山本政研会長他が渡海衆議院議員(議連事務局長)と面談し、設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行に関して意見交換をした。以上の主な動きがあった。

次に、全ての都道府県に設置する地方センターの基本業務は①構造・設備設計一級建築士及び事務所等の紹介。②指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付。③建築基準法等の相談の取次ぎ(相談窓口の紹介)の3つであり、地域のニーズに応じて行う業務として例示されているものは、地方の特殊事情によって単位会とは別個に設置し実施されるもので、基本業務として単位会で実施することを求められているものではない。中央センターは、現在ある新・建築士制度普及協議会の構成団体が会員となって新たに一般社団法人として設立し、活動するもので、日事連等主要団体には20以上(10・10万円)の会費負担が期待されており、他の団体では既に役員会で承認されている団体もあると聞いている。設立は1月中旬に予定されている。

以上の説明の後、協議に移った。

①地方サポートセンター設置に協力することについては、各ブロック協議会選出の副会長及び常任理事から現時点における各ブロック協議会での協議状況、意見等の報告がなされた。各ブロック内の意見として、協力を積極的な単位会あるいは消極的な単位会があることや、いくつかのブロックでの意見として協力せざる得ないとの報告がなされたが、協議の結果、次のように全会一致で決定した。

建築士事務所協会が業務団体として今般、法定団体化されたことを踏まえて、建築士事務所協会が中心的な役割を担い、自律的な監督体制の確立の一環として地方サポートセンターの業務を実施、協力することは重要であるとの認識から、日事連としては単位会における地方サポートセンター設置に協力することとした。

②中央サポートセンターに関し、一般社団法人の設立及び活動等に協力することについては、協議の結果、日事連は協力することとした。

次に、

③設備設計一級建築士制度への対応に関する当面の運動方針について、会長より次の趣旨の説明がなされた。
本連合会は10月2日の自民党建築設計議員連盟（議連）の総会で、設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行時期の延期または建築設備士の活用の措置を要望した。先般、その後の状況等について自民党建築設計議員連盟の事務局長である渡海衆議院議員と打ち合わせを行った。

議連としては設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行が近づく来年3月の状況を勘案し、このままでは制度の実施が困難であると判断した場合は、法施行の延期について与野党を含めた議員立法も視野に入れて次の段階の行動を考えていきたい旨の発言があった。

また、会長から単に制度に反対するのではなく、具体的な提案が必要であり、提案にあたっては、困難な状況を示すわかりやすいデータや国会、行政、建築士、設備技術

者等の関係者の合意が必要であるとの趣旨の説明があった。

以上の説明を基に協議の結果、本連合会として設備設計一級建築士による法適合確認制度の施行時期の延期の問題について、国会、行政、建築界、国民に対し理解が得られる対応方針等をまとめることとし、来年1月末までに各ブロックより対応方針及び運動方針についての意見提出を求め、2月常任理事会でその対応案をまとめることとした。

〈配付資料〉

資料1: 協議すべき事項(案)

関連資料: 建築設計に係るサポートセンターの設置構想について
(九州・沖縄ブロック協議会としての各単位会の意見)、日本経済新聞(平成20年12月22日)

■第37回 建築設計制度等対応特別委員会・

第23回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年12月12日(金) 14:05～15:25

会 場 日事連会議室

出 席 者

〈建築設計制度等対応特別委員会〉

委 員 長 三栖 邦博

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

〈業務報酬基準ワーキンググループ〉

主 査 斉藤 俊夫

委 員 大池 真人、近藤 敏春、近藤 剛啓、
佐々木宏幸、立田 千秋、水谷 孝行

事務局: 北野、吉田、恩田、鈴木

(欠 席 者 建築設計制度等対応特別委員会

一岡本 賢副委員長 榊原 信一、佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1: 12/3第4回中央建築士審査会の抜粋資料

資料2: 11/26第12回工事監理ガイドライン策定委員会幹事会の
抜粋資料

資料3:「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に係る関係資料

議事1. 業務報酬基準改定案の中央建築士審査会での報告について(資料1)

中央建築士審査会での業務報酬基準改定案の状況について三栖委員長より報告、佐々木委員より補足報告があった。

- ・12月3日に中央建築士審査会が開催され、業務報酬基準(改定案)が提出された。新業務報酬基準は、平成21年1月7日に公布の予定である。
- ・審査会では、工事監理の部分には指導監督の項目は含まれる等の意見があった。
- ・複合用途については「複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。」の表記がある。
- ・定期的な業務量等の見直しについては、(幹事会WG時に)国は、団体が最終的なデータとりまとめまで行った情報の利用は検討してもよいとの発言があった。
- ・新業務報酬基準と同時に与えられる予定の、国からの技術的助言(住宅局長通知)は幹事会WGでは検討しない。解説書は2月末を目途に幹事会WGで作成作業を進めている。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について(資料2)

平成20年12月5日に開催された工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会合同会議等の状況について佐々木委員より主に以下の説明があった。

- ・委員会で資料として提出された工事監理ガイドライン(案)で、「工事監理」と「監理業務」部分について、工事監理の業務と建築士の独占業務をイコールとした方がよいとの日事連からの意見について、了承され、反映されることとなった。
- ・今後12月16日に幹事会WGが開催されるため、意見を入れることは可能である。同25日に策定委員会・同幹事会が開催され、最終的な確認を行う予定である。
- ・このガイドライン(案)は「工事監理」のみであり、他の各種監理業務に係るガイドラインについては今後の課題となっている。

報告等を踏まえ、工事監理ガイドライン(案)等について意見があれば、12月15日までに事務局へ提出し、佐々木委員へ連絡することとした。

議事3. 省エネルギー法改正に係るパブリックコメントへの意見の報告について

建築物に係る省エネルギー判断基準等の改正に係るパブリックコメントへの対応について事務局より主に以下の報告があった。

- ・当委員会、業務・技術委員会及び単位会に対し、意見の提出依頼を行った。これに対して単位会及び委員から意見提出があり、12月10日に開催された業務・技術委員会で検討を行い、意見を取りまとめの上、業務・技術委員長名で国交省へ意見提出を行う予定であることを確認した。

議事4. 住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について(資料3)

住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について高津委員より主に以下の説明があった。

- ・平成21年10月1日に住宅瑕疵担保履行法が完全施行され、新築住宅を引き渡す場合の供託・保険による資力確保の義務付けが開始される。現在5つの保険法人が指定されている。
- ・法の施行にあたって、現場検査員の確保(現場検査員講習の実施等予定)、保険窓口の設置、基礎・防水等の設計施工基準の見直し、業界団体と保険法人の対応状況についてのモニタリング、消費者向けPR活動等が課題とされている。
- ・住宅瑕疵担保保険における5つの指定保険法人の設計施工基準について、国交省は統一した基準で運用したい意向であり、建築関係団体に対して説明会を開催したいとのことであった。
- ・12月2日の全国会長会議にも当資料を提出し、単位会会長に意見照会を行ったが、現在のところ意見等の提出はない。12月10日の業務・技術委員会でも説明を行い、斉藤業務・技術委員が、業務・技術委員長と調整の上、検討内容を取りまとめて国交省へ提出することとしたい。

検討の結果、上記の手順で国交省へ検討内容を提出するこ

ととした。

議事5. その他

○次回委員会日程(建築設計制度等対応特別委員会)

平成21年2月6日(金) 10:00～12:00 日事連会議室

○業務報酬基準WGは、業務報酬基準に係る解説書等への対応で必要に応じて開催することとした。

■第3回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年12月18日(木) 13:10～15:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

委 員 高橋 邦雄、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
中岡 数夫、福島 正継

事 務 局 北野芳男、恩田利昭、上原規子、市川貴之、
今泉光裕

特別出席 伊原 俊一((株)構造システム)

欠 席 者 担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

〈配付資料〉

第2回 議事録

資料1:業務支援サービス提供プログラムの価格改定申請

資料2:平成21年度教育・情報委員会事業計画(案)

資料3-1:「建築CPD情報提供制度」への参加に係る検討について

資料3-2:「建築CPD情報提供制度」理解のためのQ&A

資料4:大学院実務経験審査委員会資料

資料5-1:「建築士定期講習」基本計画(20年度分)

資料5-2:「建築士定期講習」テキストについて

資料5-3:「建築士定期講習」講師説明会のご案内

資料6-1:「管理建築士みなし講習」受講状況

資料6-2: 平成21年度上期「管理建築士講習」実施計画

資料6-3:「管理建築士講習」テキスト(追補部分抜粋)

資料6-4:「管理建築士講習」標準時間割の変更

2009-2 日事連会務月報

資料6-5:緊急時対応にかかわる管理建築士講習の実施について

参考1:みなし告示、登録講習機関告示等

参考2:「開設者・属する建築士に対する研修」の基本的方向性と研修科目の例

1. 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格変更について(資料1)

業務支援サービスソフトウェア(1次・2次診断パック [DOC-RC/SRC]・(株)構造システム)の提供価格変更について、資料1に基づき、事務局及びソフト提供会社担当の伊原氏より説明があった。

・改正建築基準法によるソフトのバージョン管理の厳格化、利用者サポートに関する費用等の増加に伴い利用料について、現行6,825円から13,650円(週/税込)に改定したい。
検討の結果、1次・2次診断パックの価格改定について了承し、1月15日に業務支援サービスのホームページに告知すると共に必要な事務作業を行うこととした。

なお、委員からソフトの技術的な質問があり、回答は伊原氏より文書(メール)で日事連を通じて行うこととした。
併せてセミナー等を開催する等、ソフトの普及に努めて欲しい旨を伊原氏に伝えた。

2. 21年度事業計画案について(資料2)

事務局より、21年度事業計画案について説明があった。

・法定団体としてふさわしい各種講習・研修制度の充実、建築CPD情報提供制度の導入に係る情報提供・サポート、業務支援サービスの普及推進、更には建築士事務所に関する情報収集・分析等を進めていくこととしたい。

○事務所協会会員事務所の基礎的データ調査は、法定の年次報告のデータを活用できないか。

ー基礎的データ調査は今年度行う予定がシステム構築段階で遅れている。年次報告データの活用は、法定外使用や調査のために構築中のシステムとの整合性、調査時期の問題で難しいのではないか。

検討の結果、資料2について2. CPD情報提供制度導入、「管理講習・開設者研修」(指定講習)の知事指定の継続要望に係る

一部文言を修正し、日事連の当該委員会に諮ることとした。

3. 建築CPD情報提供制度への対応等について(資料3-1、資料3-2)

事務局より、建築CPD情報提供制度への対応等及び、制度を理解するためのQ&A(資料3-2)について説明があった。

- ・前回(10/15)委員会で単位会での取り組み体制等について検討を行った。その後、委員長と事務局でも協議し、当委員会はもとより主として①、②について常任理事会での合意形成も必要であるとして当委員会で検討を行った。

①建築CPD情報提供制度への参加について、単位会がプロバイダとなることを日事連から依頼するのではなく、地域の事情を勘案し、単位会の自発的な参加を呼びかける形で進めたいこと。

②日事連が全国的に企画・開催する講習等は日事連がプロバイダとして、単位会が主として行う講習会等は単位会がプロバイダとなって講習プログラム申請・認定を行っていききたいこと。

- ・プロバイダが負担するプログラム認定手数料は、年間5万円(当該年度3月まで・回数制限なし)、または1プログラムごと5千円である。
- ・日事連を介した単位会のプログラム認定申請は、迅速な対応が難しいため行わない。
- ・日事連は単位会が制度へ参加する際は必要な情報提供などの協力を行うと共に講習会等のニーズの把握を行い、必要な講習等の企画につとめる。

説明に続き、主に以下の発言等があった。

○日事連を介してのプロバイダ登録はできないか。

○単位会の積極的な姿勢を示すためにも単位会がプロバイダ登録を行った方がよい。

○法定団体として積極的な建築CPD情報提供制度への参加は必要である。

検討の結果、単位会や制度を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて制度参加への対応は見直すこととするが、基本的には資料3-1の方針で資料等は委員長一任として2月20日の常

任理事会に資料を提出することとした。

4. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料4)
佐野委員長より「大学院実務経験審査委員会」における、大学院における実務経験の事前確認審査状況及び大学院における実務経験の審査基準(案)の検討状況等について報告があった。

5. 建築士定期講習について(資料5-1～資料5-3)

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成20年度の単位会ごとの基本計画(資料5-1)、テキストの進捗状況として目次を確定する段階まで進んでいることについて報告があった。(資料5-2)
- ・講師説明会を東京で1月30日に、大阪で2月4日に開催することとしている(資料5-3)。開催時間が決まり次第単位会へ連絡する。なお、講師説明会と模範講習のDVDの作成を予定している。

6. 管理建築士講習について(資料6-1～資料6-5)

事務局より、管理建築士資格取得講習、管理建築士講習について主に以下の報告があった。

- ・管理建築士資格取得講習は約3万4千人の受講があり申込数に対して非常に高い受講率であった状況(資料6-1)等について報告があった。
- ・平成21年度上半期の単位会ごとの管理建築士講習実施計画(資料6-2)、改正建築士法に係る政省令部分を追補したテキストを作成したことについて報告があった。(資料6-3)
- ・管理建築士講習では、品質に関する科目の午前と午後の時間配分を変更する旨の報告があった。(資料6-4)
- ・管理建築士が不測の事態で不在となる場合の特例措置として行われる臨時建築士講習(DVD講習)について、都道府県の証明を添付した形で登録講習機関(財)建築技術教育普及センターが対応・開催することについて報告があった。(資料6-5)
- ・開設者・属する建築士に対する研修については、講習及び研修システム等整備ワーキングチームで基本的方向性が示されているが、今後単位会等のニーズ等の調査を行い、当委員会で

具体的な方策について今後検討していくこととしたい。

(参考-2)

7. その他

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年2月26日(木) 14:00～16:00 日事連会議室

※状況により日程調整を行うこととした。

■第2回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成20年12月10日(水) 14:00～16:40

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤 誠、宮崎清史、伊藤光洋、
三原秀樹

担当副会長:八島英孝

特別出席:(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1:平成20年度上半期事業報告

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3:建築物に係る省エネルギー判断基準の改正についての
意見の提出依頼

資料4:四会連合協定契約書式の改訂版発行時期及び当面
の措置

資料5:建築技術基準・建築制度運用調査委員会及び各WGの
発足について

資料6:「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法
律」関係資料

資料7:ポータルセンターの体制について

資料8:中央建築士審査会-業務報酬基準(改定案)資料

資料9:四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び解説
書の発行について

資料10:(部外秘)工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会関係
2009-2 日事連会務月報

資料

資料11:平成21年度事業計画(案)

議事1. 平成20年度上半期事業報告について

○事務局より資料1により業務・技術に関する上半期の8項
目の事業について報告がなされ、確認した。

議事2. 建築士事務所賠償責任保険制度の現状報告等について

○(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて
賠償責任保険制度の加入状況が報告された。

・耐震診断事業の関係で東京会の加入が伸びている。全体
としては前月比27事務所の増加である。

・現在、土法改正に対応した保険内容の改訂作業を行って
いる。構造(設備)設計一級建築士が法適合確認を行った
場合や住宅瑕疵担保保険制度へのフォローができるよう検
討している。

○次のような意見が出された。

・加入率アップと保障の充実の両方が望まれるが、加入率を
一挙にアップすることはむずかしい。保険料が高くても保
障の充実を求める事務所もあると思われるので業務・技
術委員会で保険会社もまじえ、具体的に議論する必要が
ある。

・事例としてこのような金額の保障がされたなどの具体例
を提示してほしい。

→次回委員会で(有)日事連サービスより具体例を提出するこ
ととなった。

議事3. 建築物に係る省エネルギー判断基準の改正についての意
見の提出について

○国交省建築指導課より意見提出の依頼のあった省エネルギー
判断基準及び届出書式の改正内容につき業務・技術委員
会としての意見のとりまとめ方法などを検討した。

・現在提出されている単位会、業務・技術委員会、業務報酬
WG委員の意見などを上野副委員長がとりまとめ、12月15
日までに事務局宛送付することとした。事務局でパブリッ
グコメントの体裁にまとめ、業務・技術委員長名で国交省建築
指導課へ提出することとした。

議事4. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等について

○四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等につき資料4に基づき事務局より報告された。

- ・業務報酬基準の改定告示に示される標準業務内容との整合をはかるため、契約書式等の発行時期は平成21年2月中旬以降となる。
- ・現行の契約書式は11月28日の改正建築士法の施行後、同法と整合しない部分が生じるため、11月28日以降に使用する場合の注意点および改正建築士法第24条の8の「書面の交付」の書式について建築設計関係四会のホームページに掲載し対応を図った。

議事5. 建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況報告について

○建築技術基準・制度運用調査委員会の発足と検討状況につき資料5により事務局より報告された。

- ・日事連からは業務・技術委員会、構造技術専門委員会より以下のように委員を派遣している。

構造基準調査WG－西構造技術専門委員会委員長

RC造SWG－太田構造技術専門委員会委員

S造SWG－関構造技術専門委員会委員

構造基準解説作成WG及びSWG－藤村構造技術専門委員会委員

基本問題調査WG－上野業務・技術委員会副委員長、西構造技術専門委員会委員長

- ・基本問題調査WGの当面の検討事項として日事連が提出した構造計算適合性判定業務の円滑化に係る3項目が挙げられている。

議事6. 住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準について

○「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行(平成21年10月1日施行)に係る状況が資料6により事務局より説明された。

- ・今後は設計施工基準に基づいて設計段階より配慮してい

かないと保険を受けられない可能性が出てくる。屋根の勾配などはデザインを制約するおそれもあり、国交省でも改善できるところは改善していくこととして近く建築関係団体に対して説明会を開催する予定である。斉藤委員が説明会に出席予定なので設計施工基準につき意見等があれば斉藤委員宛提出する。

- ・今後の進め方については、説明会後に問題点等を斉藤委員がまとめ、各委員にメールで送付して意見交換をし、最終的には委員長に一任することとした。

議題7. サポートセンター構想等について

○国交省建築指導課より建築設計サポートセンターの構想が示され、地方サポートセンターを事務所協会にお願いしたいとの要請を受けた旨、資料7により事務局より説明された。同課では年内に対応を決めたいとのことである。

- ・構造(設備)設計一級建築士は地方では資格者が少ないので紹介してもあまり意味がないのではないかと、職員数の少ない単位会には負担になるのではないかなど意見が出された。対応については臨時常任理事会に一任することとした。

議題8. 業務報酬基準改定の状況について

○中央建築士審査会において業務報酬基準(改定案)の審議がなされ、最終的な告示として公示されるのは来年の1月初旬となる予定であることを資料8により事務局より報告した。

- ・告示に示されない標準外業務は、通達等で大枠が示される予定。
- ・解説書は(財)建築技術教育普及センターより3月頃に出される予定。

議題9. 四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重要事項説明解説書の発行について

○四会推奨標準様式「重要事項説明書」の作成及び重要事項説明解説書の発行について資料9により事務局より説明された。

- ・「重要事項説明内容等検討会」において四会推奨標準様式

「重要事項説明書」を作成、10月31日より四会のホームページ及び(財)建築行政情報センターホームページよりダウンロードを開始した。

- ・重要事項説明解説書「改正建築士法による重要事項説明のポイント」を11月20日に発行した。
- ・日事連では、今後単位会、ブロック協議会等で行われる講習会等にそなえ「重要事項説明のポイント」講師説明会を開催した。

議題10. 工事監理ガイドライン策定の状況報告について

○資料10により工事監理ガイドライン案の策定の状況について事務局より報告された。

- ・ガイドラインは12月末に公表される見通し。3月中にはパンフレット、マニュアル等が作成される。
- ・工事監理ガイドライン案は業務報酬基準の工事監理はこの程度が望ましいということを示したもので必要最低限のものである。

議題11. 平成21年度事業計画(案)について

○平成21年度事業計画(案)について資料11により以下の計画が事務局案として示され承認した。なお今後同案の修正、追加が生じる場合は、委員長、副委員長に一任し、常任理事会、総会に諮ることとした。

1. 建築設計・監理業務委託契約約款等改正についての対応
2. 業務報酬基準(建設省告示第1206号)の改定の普及および調査研究
3. 工事監理業務ガイドライン案の普及および調査研究
4. 構造技術基準調査委員会および建築制度運用調査委員会についての対応
5. 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進
○(有)日事連サービスとの連携強化
6. 業務・技術に関する講習の事業
○建築士事務所の業務としての震災建築物の被災区分判定基準および復旧技術指針講習会の継続実施
7. 技術者人件費に関する調査研究
8. 耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供

9. その他、業務・技術に関すること

○構造技術専門委員会と業務・技術委員会の連携につき、上野副委員長より業務・技術委員会から構造技術専門委員会への委員の出席あるいは構造技術専門委員会委員長の業務・技術委員会への出席が必要ではないかとの意見が出され、次回委員会で方針を決定することとした。

◎次回委員会

平成21年2月25日(水)14:00～16:30 日事連会議室

■第2回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年11月10日(月) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、

委 員・沖野 覚、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、

山下卓治、国吉真正

担当副会長・外木場久雄

＜配付資料＞

資料1: 日刊建設通信新聞社からの特集企画提案への対応及び国土交通省宛「改正建築士法」周知特集号発行に係る協力について

資料2: 憲章デザイン(案)

資料3: 平成20年度上半期事業報告(案)

資料4: 改正法周知ワーキングチーム残り業務

議 事

1. 憲章デザイン(案)について

改正法周知ワーキングチームでは、単位会に対し憲章デザイン(改行箇所、書体、枠)を提示する必要があるとして、デザイン(案)の検討を行い、資料2のとおり決定した。なお、憲章デザインを使用する際、憲章に単位会名を併記することについては単位会の判断に任せること、制定年月「平成20年5月」については、憲章に含めた形で決定されているため、表示することが了承された。

本日決定した憲章デザイン(案)を11月常任理事会に報告する

こととした。

2. 改正法周知ワーキングチームの進捗状況について

事務局より、前回委員会報告後のワーキングチームの作業状況の説明を行った。

前回委員会報告後の作業として①名刺・封筒等への「〇〇建築士事務所協会会員」表示の推奨(9月29日)及び②日事連ホームページに「入会案内」入口の設置(10月30日)が終了している。

残り業務については、順次作業に取りかかることとする。

なお、「略称(愛称)の検討」については、時期をみて検討することとしているが、「日事連」という略称を積極的にPRしたら良いのではないかと意見が出された。

また、作業項目にはないが、日事連バッジのPRを会員へは会誌で、単位会事務局へはバッジ販売の案内を定期的に行うこととした。

3. 上半期事業報告(案)について

事務局より、広報・渉外に関する平成20年度上半期事業報告(案)を説明し、内容を協議した結果、以下の修正を行い常任理事会に報告することとした。

- ・「建築士事務所キャンペーンの実施」に関する項目に、以下の一文を追加する。

セミナーテキスト「安心して家を建てるには」については、平成21年度に内容を改訂することとした。

4. 日刊建設通信新聞社からの特集企画提案への対応及び国土交通省宛改正建築士法周知特集号発行提案に係る協力について

日刊建設通信新聞社から、来年1月5日に日事連及び単位会が法定団体となることについての記念特集号の企画の申し出があった。

目的 行政、建築・土木関係団体、設計事務所等に建築士事務所協会及び連合会が法定団体となることを正しく理解してもらう。

頁数 2頁+特集部分の別刷り(1万部)

内容(案) 金子国土交通大臣コメント、対談(井上建築指導

課長・三栖会長)、関係団体会長コメント、改正建築士法のポイント

発行日 12月中旬

費用 105万円+別刷り10万5千円

会長より、広報活動の一環として本委員会で議論してほしいとの要請があったこと、また費用については上半期監査会で予算更正を行い、広報費の上乗せをして対応できる旨事務局から説明があり、協議の結果、以下のとおり決定した。

- ・特集を組むことについては了承する。
- ・新聞社提案の紙面内容に加えて、一般消費者が読んでもわかるような内容を盛り込んだ記事を掲載する。
- ・追加記事の具体的内容については、野呂委員長と事務局で相談の上決定する。

また、日刊建設通信新聞社が国土交通省に対して企画提案している、建築士制度の広報に係る経費負担に協力する旨の説明が事務局よりなされた。

次回委員会 平成21年1月20日(火) 13:30~16:00

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

2月18日 総務・財務委員会

20日 常任理事会

23日 改正法周知ワーキングチーム

25日 業務・技術委員会

26日 教育・情報委員会、
四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

3月 2日 臨時常任理事会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

6日 理事会、政研役員会

9日 構造技術専門委員会

13日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

24日 指導運営委員会

30日 予算総会、全国会長会議、常任理事会、
政研総会

(八重洲富士屋ホテル)

■1月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年1月1日～1月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	657	- 2	5,707	11.5	213		32.4
青 森	140	- 1	1,245	11.2	30		21.4
岩 手	278		1,353	20.5	55	+ 1	19.8
宮 城	263	- 4	2,757	9.5	51		19.4
秋 田	174		1,678	10.4	45		25.9
山 形	195		1,658	11.8	46		23.6
福 島	179	+ 1	2,104	8.5	49		27.4
茨 城	501		2,773	18.1	130	+ 2	25.9
栃 木	173		1,840	9.4	87		50.3
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	568	+ 9	6,274	9.1	92		16.2
千 葉	403	+ 2	4,491	9.0	88	+ 1	21.8
東 京	1,330	+ 71	18,300	7.3	306	+ 4	23.0
神奈川	759		7,662	9.9	145	+ 2	19.1
新 潟	280		2,924	9.6	95		33.9
長 野	557	- 1	2,945	18.9	112		20.1
山 梨	117		1,091	10.7	12		10.3
富 山	267	+ 25	1,572	17.0	51		19.1
石 川	258		1,664	15.5	53		20.5
福 井	267	+ 21	1,189	22.5	56		21.0
静 岡	520		4,030	12.9	128	+ 1	24.6
愛 知	630	+ 2	6,039	10.4	137		21.7
三 重	185	+ 1	1,722	10.7	63		34.1
滋 賀	202		1,492	13.5	33	+ 1	16.3
京 都	270		2,610	10.3	79		29.3
大 阪	1,050		8,101	13.0	175	+ 2	16.7
兵 庫	503		4,481	11.2	130	+ 2	25.8
奈 良	133		1,103	12.1	18		13.5
和歌山	118		916	12.9	24		20.3
鳥 取	85		648	13.1	42		49.4
島 根	158		935	16.9	51	+ 1	32.3
岡 山	469		1,934	24.3	57	+ 1	12.2
広 島	384		3,040	12.6	110		28.6
山 口	127		1,610	7.9	37		29.1
徳 島	102		1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	15		14.3
愛 媛	129		1,526	8.5	22		17.1
高 知	151	- 3	895	16.9	16		10.6
福 岡	541	+ 14	4,491	12.0	130		24.0
佐 賀	171		789	21.7	30	+ 1	17.5
長 崎	228	+ 3	1,112	20.5	38		16.7
熊 本	227		1,713	13.3	80	+ 1	35.2
大 分	208	- 1	1,189	17.5	38		18.3
宮 崎	145		1,554	9.3	70		48.3
鹿児島	320		1,700	18.8	74		23.1
沖 縄	175	+ 1	1,470	11.9	42		24.0
計	14,877	+ 138	129,378	11.5	3,458	+ 20	23.2

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。